**くらしの情報**

1注目情報

2暮らし

3募集

4催し・講座

5子育て支援

6健康

1. **大崎市男女共同参画推進審議会委員を募集します**

問い合わせ　まちづくり推進課男女共同参画推進室 電話番号23-2103

市では、男女共同参画に関する計画や重要事項を審議するため、男女共同参画推進審議会を設置しています。

市における男女共同参画社会の実現に向けて、市民と共に考えていくため、審議会の委員を募集します。

■任期

　令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

■内容

　大崎市男女共同参画推進審議会（令和4年度5回、令和5年度8回程度）への参加

※ 報酬（ 会議1回の出席につき、5千円・源泉徴収あり）、交通費を支給します。

■応募要件

　次のすべてを満たす市民❶満18歳以上で、大崎市男女共同参画推進審議会に出席できる人

❷男女共同参画の推進に関心のある人

❸応募の時点で、公務員または大崎市の他の審議会などで、公募委員となっていない人

■募集人数1人

■応募方法

　まちづくり推進課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした所定の応募用

紙と男女共同参画の推進についての意見を記入したもの（８００字以内、様式は自由）

を持参または郵送、もしくは市ウェブサイトの申し込みフォームから応募

■応募先

　まちづくり推進課（古川七日町１番1号）

■募集期間

　2月1日㈫～22日㈫

※郵送の場合は、2月22日㈫必着です。

■その他

　提出された応募書類は、返却しません。

**1　がん患者医療用ウィッグの購入費用を助成しています**

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話番号23-5311

市では、対象となる医療用ウィッグ購入費用の一部を助成する事業を行っています。

■対象者

　次のすべてを満たす市民

❶がんと診断され現在治療中、または治療を受けたことがある人

❷住民税のうち、所得割課税年額が30 万4200円未満の人

■助成額

　3万円（上限額）とウィッグ本体の購入費用の2分の１の額を比較して低い額※ウィッグ付属品やケア用品は対象外です。

■持参するもの

❶健康推進課、各総合支所市民福祉課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請用紙

❷がん治療を受けていることが分かる書類（お薬手帳、診断書など）

❸ウィッグ購入の領収書（金額の明細が分かるもの）

❹振込先通帳の写し

■申込方法

　健康推進課または各総合支所市民福祉課に申し込み

■申請期限

　医療用ウィッグを購入した日の翌日から1年以内

■その他

これまでに、助成を受けたことがある人、および他の自治体から同様の助成を受けた人は対象外

■問い合わせ先

▼ 健康推進課保健・地域医療担当

▼ 各総合支所市民福祉課

　　松山　　　電話番号55-5020

　　三本木　　電話番号55-2114

鹿島台　　電話番号56-9029

岩出山　　電話番号72-1214

鳴子温泉　電話番号82- 3131

田尻　　　電話番号38-1155